

## 論考

## 持続的な成長戦略としての持株会社化

神奈川大学名誉教授 蒔田英人

## 1 はじめに

日本においては、戦前の財閥は持株会社形態を採っていたが、戦後に財閥は解体され、自由な市場競争を阻害するとの理由から独占禁止法により持株会社は禁止された。しかし、1997年に独禁法の改正があり、持株会社は解禁され、多くの上場会社が持株会社制度を採用している。

持株会社が、グループの各事業会社の株式を保有し、グループ全体を統括管理し、経営戦略の策定や意思決定を行い、事業の運営は、法人格を持ち独立している各事業会社が行う企業形態である。

企業が持株会社化を行う最大の目的は、「経営資源の最適化」である。持株会社化により、持株会社と各事業会社との役割を分担し、互いの業務に専念できるため、経営資源を有効活用でき、生産性や収益力が向上し、競争力や企業価値の向上を図ることができる。さらに、「意思決定の迅速化」、「経営責任の明確化」、「経営と執行の分離」など、包括的なコーポレートガバナンスの強化を図ることも可能となる。

また、M&Aによる新規事業参入や事業の拡大にも持株会社は適している。M&Aで買収した企業は各々独立した事業を営んでいるため、そのままグループに取り込むことができ、手放したい事業会社をグループから切り離すことも難しくない。

さらに、事業承継のために持株会社を導入す

る会社も増えている。持株会社化を活用した事業承継とは、事業承継者が持株会社を設立し、現経営者の会社の株式を持株会社が買い取ることで、経営権を事業承継者へ移す方法である。特に、中堅企業・中小企業の事業承継においては、事業承継者の節税対策や株式の分散化阻止、株式取得資金の問題（事業承継者である個人より法人の持株会社の方が融資を得やすい）などに有効な方法である。

そこで、本稿において、年々増加している持株会社の特徴や種類を概観し、持株会社化の背景と持株会社化のメリット・デメリットについて検討し、中堅企業・中小企業の持株会社化の理由を明らかにする。そして、持株会社化の課題とそのあり方について考察する。

## 2 持株会社化の経緯

戦前の三井・三菱・住友などの企業グループは財閥と呼ばれ、持株会社体制で運営されていたが、戦後、GHQにより財閥が解体されて以来、独占禁止法により、事業支配の過度な集中を防止し、自由で公平な市場競争を確保するなどの理由から持株会社の設立が禁止されていた。

しかし、市場のグローバル化や規制緩和とともない、組織再編を促進して効率のよい経営を進めるためには持株会社の設立が必要であることから、1997年に独占禁止法が改正され、持株会社の設立が認められるようになった。上場